

社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、本会の職務のため出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費は実費を弁償する。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 費用弁償の額

出勤時間	金額
2時間未満	2,600円
2時間～4時間未満	4,300円
1日（4時間以上）	7,100円